

吹田市納税通知書用封筒広告掲載取扱要領

制定 平成 19 年 10 月 9 日

最近改正 令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、吹田市広告掲載要領（以下「掲載要領」という。）に定めるもののほか、本市が納税通知書を発送する際に用いる封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲及び種類)

第 2 条 封筒に掲載する広告の範囲は、掲載要領第 3 条に定める基準に該当するものとし、封筒に掲載可能な印刷による広告とする。

(広告の規格等)

第 3 条 広告の規格、掲載位置等の広告掲載の取扱に関する必要事項については、税務部長が別に定める。

(広告の掲載料)

第 4 条 広告の掲載料の最低価格については、税務部長が別に定める。

(広告掲載期間及び発送予定枚数)

第 5 条 広告掲載期間及び発送予定枚数については、税務部長が別に定める。

(広告掲載の募集及び申込方法)

第 6 条 広告掲載の募集及び申込方法については、次のとおりとする。

- (1) 広告掲載の募集は、広告の規格、封筒の用途、発送予定枚数、税目ごとの最低価格、申込方法、募集期間及びその他必要な事項を明らかにして、市報すいた及び吹田市ホームページ等に掲載し、公募する。
- (2) 広告掲載希望者は、吹田市納税通知書用封筒広告掲載申込書（以下「申込書」という。）に、広告掲載を希望する税目の掲載申込額（以下「申込額」という。）を記載し、広告掲載原稿及び必要書類を添付して、募集期間に市長に申し込まなければならない。
- (3) 募集期間が過ぎても広告掲載の希望がない場合は、最低価格を変更し再度募集を行うことができる。
- (4) 募集期間については、税務部長が別に定める。

(広告掲載の審査基準)

第 7 条 市長は、広告掲載希望者から前条第 2 号に規定する広告掲載原稿が提出されたときは、掲載要領第 3 条の基準により審査しなければならない。

- 2 前項の審査において基準を満たさない時は、広告掲載希望者に速やかに通知するものとする。この場合において、広告掲載原稿の補正等の条件を付することができる。
- 3 前項の場合において疑義が生じたときは、掲載要領第 6 条の吹田市広告審査委員会に審査を要求することができる。

(広告掲載者及び広告の掲載料の決定方法)

第 8 条 広告掲載は、前条の審査基準を満たした広告掲載希望者のうち、広告掲載を希望する税

目ごとに最も高額な申込額を記載した者に決定する。ただし、その場合において申込額が同額であった場合は、次の優先順位の基準のとおり決定し、それでも広告掲載の承認を受ける者を決定できないときは、抽選により決定するものとする。

(1) 公社、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある法人（前号に掲げるものを除く。）であって、市内に事務所又は事業所を有するもの

(3) 前2号に掲げる以外の法人又は自営業者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの

(4) 前3号に掲げる以外の法人又は自営業者

2 広告の掲載料（以下「広告料」という。）は前項で決定した者が申込書に記載した申込額とする。

（広告料の納付）

第9条 前条の規定により掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載の決定後、決定した広告料を市長が指定する期日までに一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告に関する責任）

第10条 掲載要領第5条で定めるもののほか、広告掲載原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

（損害賠償等）

第11条 広告掲載により発生した広告主の損害については、本市は賠償の責任を一切負わないものとする。

2 広告主が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が広告掲載によるものであっても、本市は賠償の責任を一切負わないものとする。

3 広告主の責任により封筒の広告掲載ができなくなった場合において、既に本市が執行し、又は執行予定の経費があるときは、すべて広告主が負担するものとする。

（広告掲載決定の取消し）

第12条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告掲載原稿の提出がなかったとき

(2) 指定期日までに決定した広告料の納付がなかったとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載に支障があると認めたとき

（広告料の還付）

第13条 既納の広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

2 還付する広告料には、利子を付さない。

（委任）

第14条 この取扱要領の施行について必要な事項は、税務部長が別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成２３年１２月１日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成２４年１２月１日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成２８年１２月１日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和８年４月１日から施行する。